

第二部 参考資料

1 2024 年度 統計データ

■ 入館者数

総 数	常設展・企画展入館者				その他入館者
	大 人	中 高 生	小 学 生	未就学	
15,741	10,516	1,753	2,377	248	847

2 2024 年度決算額

22,001,853 円

3 関係条例・規則

(1) 北九州市平和のまちミュージアム条例(令和3年10月1日)

(設置)

第1条 先の大戦における戦争被害、戦時下の人々の暮らし等に関する資料の収集、保存、展示等を行うこと等により、市民に戦争の悲惨さを伝え、もって市民が平和の大切さや命の尊さを考えるきっかけとするため、北九州市平和のまちミュージアム(以下「ミュージアム」という。)を北九州市小倉北区城内4番10号に設置する。

(事業)

第2条 ミュージアムは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 先の大戦における戦争被害、戦時下の人々の暮らし等に関する資料の収集及び保存に関する事業
- (2) 前号の資料の展示に関する事業
- (3) 第1号の資料の調査及び研究並びに平和に関する学習の機会の提供に関する事業
- (4) 平和に関する多世代の交流の促進及び情報の発信に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第3条 ミュージアムを使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、ミュージアムの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) ミュージアムの設置の目的に反するとき。
- (3) ミュージアムを損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、ミュージアムの管理上支障があると認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第4条 市長は、ミュージアムの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項

の許可を取り消し、当該使用を拒み、若しくは制限し、又はミュージアムからの退去を命ずることができる。

(1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わないとき。

(3) 詐欺その他不正の手段により許可を受けたとき。

(観覧料)

第5条 市は、ミュージアムの陳列品の観覧につき、別表に定める観覧料を徴収する。

2 観覧料は、使用の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(観覧料の減免等)

第6条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、観覧料を減免し、又は観覧料の徴収を猶予することができる。

2 既納の観覧料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第7条 この条例に規定するもののほか、ミュージアムの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和4年規則第24号で令和4年4月19日から施行)

別表(第5条関係)

区分	一般	中学校及び 高等学校の生徒	小学校の児童
個人	200円	100円	50円
団体(30人以上)	160円	80円	40円

(2) 北九州市平和のまちミュージアム条例施行規則(令和4年4月1日)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北九州市平和のまちミュージアム条例(令和 3 年北九州市条例第 25 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 ミュージアムの開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 6 時まで(入館は、午後 5 時 30 分まで)とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 ミュージアムの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)

(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

(観覧料の返還)

第 4 条 条例第 6 条第 2 項ただし書の市長が特別の理由があると認めるときは、天災その他使用者(条例第 3 条第 1 項の許可を受けた者をいう。)の責めによらない事由により、当該使用者がミュージアムを使用することができないときとし、既納の観覧料の全額を返還する。

(損害賠償の義務)

第 5 条 ミュージアムの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第 6 条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務市民局長が定める。

(令 6 規則 18・一部改正)

付 則

この規則は、令和 4 年 4 月 19 日から施行する。

付 則(令和 6 年 3 月 29 日規則第 18 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2024 年度 北九州市平和のまちミュージアム年報

編集・発行 北九州市平和のまちミュージアム

〒803-0813 北九州市小倉北区城内4番10号

電話 093-592-9300 FAX 093-592-9305

URL <https://kitakyushu-peacemuseum.jp/>